

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 9 月 8 日

金 曜 日

号 外(3)

目 次

公 告

○行政書士の業務の停止

1

公 告

行政書士の業務の停止

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第2号の規定による処分をしたので、同法第14条の5の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 9 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 処分をした年月日

平成29年 9 月 5 日

2 処分を受けた者の氏名、事務所の所在地及び登録番号

- (1) 氏名 串田 俊之
- (2) 事務所の所在地 射水市戸破3317番地
- (3) 登録番号 第14240985号

3 処分の内容

3 月間の業務の停止（平成29年 9 月 13 日から同年 12 月 12 日まで）

